

事後評価シート

主管課・室長：総務課動物愛護管理室

施策名	- 8 - (5) 動物の愛護及び管理
施策の概要	動物の虐待防止や適正飼養などの動物愛護及び動物の適正な管理を徹底していくための施策を実施する。
目標及び指標 (参考指標)	動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図るため、国民の意識の向上を図るとともに、自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制づくりを推進する。
目標の達成状況	普及啓発資料等を都道府県等を通じて広く配布するとともに、動物愛護週間中に、中央行事及び地方行事を実施。 都道府県等の担当職員を対象に適正飼養講習会を実施するとともに、適正飼養教本を作成。 モデル協議会活動推進事業を2県に委託するとともに、検討会を設置し、協議会設置・活動指針策定について検討。 ペット動物の流通経路や流通販売業者の実態等に関する調査を実施。 法に基づくペット動物等の飼養保管に関するよるべき基準として、家庭動物等の飼養及び保管に関する基準を策定。
評価	普及啓発資料の配布や動物愛護週間行事等法に基づく普及啓発のための事業を都道府県等地方自治体、関係団体と連携して、継続的に実施することが、国民の意識の向上を図る上で、効果的である。 都道府県等の動物愛護担当職員の適正飼養に関する知識及び技能の向上を図ることは、飼い主等への適切な指導等、地域における動物の適正飼養のために効果的である。 モデル協議会活動を踏まえ、指針を策定することは、地域における動物の適正飼養推進のための体制づくりを動物愛護管理法に基づき都道府県知事等が推進するために効果的である。 ペット動物の流通経路等に関する調査は、法施行後5年を目途とした制度見直しに資するものであり、動物の適正飼養推進のための体制づくりを推進するものである。 新たな基準は、ペット動物等の終生飼養や所有者明示、繁殖制限措置等の飼養者の基本的責務を果たすための指標となるものであり、動物の適正飼養を推進するために効果的である。
今後の課題	普及啓発については、特に、新たに策定された家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の周知徹底を図ることが重要である。 地域における指導的立場にある都道府県等の担当者の知識、技能の向上を図るとともに、協議会設置・活動指針を策定しその周知徹底を図ること等、協議会制度の推進を図っていくことが重要である。 法に定められた販売者説明責務や所有者明示措置等について、それらを実効あるものにするための施策とともに、法施行後5年を目途とした制度見直しのための実態把握等が必要である。 移入種問題については、生物多様性の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、ペット動物の適正な飼養保管の徹底の観点から、その対応を検討していく必要がある。
政策効果把握の手法及び関連資料	動物愛護に関する世論調査（平成12年6月総理府調査） 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（素案）に関するパブリックコメントの実施結果
添付資料 (別紙)	「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（素案）に関する意見の募集について

事務事業評価シート

施策名	- 8 - (5) 動物の愛護及び管理	
事務事業名	効果 及び 評価	主な関連予算事項、税制等
ア．動物愛護管理の普及啓発	都道府県等との連携により、啓発資料の配布や動物愛護週間行事開催等を通じて幅広い地域、市民に対して普及啓発が実施されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査連絡等 (1 5 百万円) ・ 動物愛護週間 (1 5 百万円)
イ．都道府県等による動物愛護管理の取組への支援	地域において、多様化する動物の飼養形態に対応した適正飼養講習体制を確立していくとともに、それらの取組をより一層効果的にするための協議会制度の活用を推進している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物適正飼養推進費 (5 百万円) ・ 動物愛護の推進のためのモデル協議会活動推進事業費 (1 3 百万円)
ウ．動物愛護管理に関する基準・指針等の策定等	動物取扱業者の届出情報やペット動物の流通販売実態調査により、動物取扱業者規制の見直しや都道府県等における動物取扱業者指導監督等の円滑な運用に資するとともに、動物取扱業者が遵守すべき基準の周知徹底が図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ペット動物流通販売実態調査費 (5 百万円) ・ 動物適正飼養推進費 (5 百万円)